

「泉佐野市子ども基本条例」を施行しました

問合せ 子育て支援課

この条例は、こどもの権利の尊重と、権利の侵害が重要な問題として捉えられる中、「こども基本法」の理念に即し、こどもの権利が尊重され、家庭や学校などの学びの場、地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるよう、こどもに関わる大人の認識と役割を示すとともに「こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いずみさの」の実現を目指し、令和6年1月1日に施行されました。

本市では、条例の目的を達成するため必要な計画策定や進捗管理を実施し、子育て施策に取り組みます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



◀ホームページ



町会・自治会に加入しましょう

問合せ 自治振興課

現在、泉佐野市町会連合会には、83の町会・自治会が加盟しており、それぞれの地域の実情に沿った活動をしています。町会・自治会は、地域に住む人々が主体となって、明るく住み良い豊かなまちづくりを目指して自主的に組織された一番身近な団体です。東日本大震災以降、町会・自治会を中心とした地域のつながり、人々の絆が私たちの安全・安心を支えているということが、あらためて認識されています。

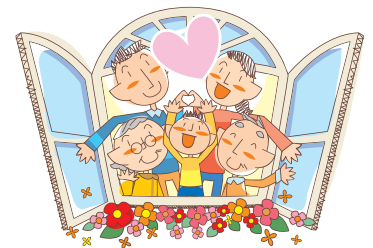
町会・自治会では情報の伝達（広報配布・回覧版・掲示板など）や親睦行事だけではなく、自主防災活動や防犯灯設置、交通安全、福祉活動、環境美化活動など、地域全体の住民の暮らしのための活動を行っています。住み良いまちづくりのため、町会・自治会活動へ積極的に参加してください。

加入を希望する場合は、ご近所の人にお尋ねのうえ、会長または役員の人に申し込んでください。連絡先がわからない場合は、自治振興課まで問い合わせてください。

【町会・自治会に加入している世帯に活動促進袋を配布しています】

泉佐野市町会連合会では、町会・自治会加入促進策として、加入世帯に対し、家庭系可燃ごみ袋である活動促進袋を無償配布しています。活動促進袋の製造や配送にかかる費用は全額市からの補助金でまかなわれています。ごみの減量化にご協力をお願いしていることから、単身世帯には10ℓ袋を、複数人世帯には世帯人数にかかわらず30ℓ袋を、月に8枚配布しています。所定のごみ置場に適正に出せば市指定袋と同様に収集されます。（事業所ごみには使用できません）

▲活動促進袋（30ℓ）



町会・自治会に新規加入した世帯に「さのぼ」ポイントを付与しています！

泉佐野市町会連合会を構成する町会・自治会に新規加入した世帯を対象に、加入年度内に申請をした世帯に、「さのぼ」5,000ポイント（5,000円相当）を付与します。

世帯のいずれかの人が取得した「さのぼカード」に加算します。加入した町会・自治会が発行する「泉佐野市地域ポイント付与申請書」が必要です。「さのぼカード」と申請書を持って、平日 午前8時45分～午後5時15分に自治振興課へ

※同じ町会・自治会の区域での居住を続けながら一時退会し、その後再加入した場合はポイント付与の対象とはなりません。



▲さのぼカード